

■ 入札心得改正のお知らせ

松本市上下水道局入札心得の改正を行います。

令和4年10月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

■【改正する制度】

松本市上下水道局入札心得

■【改正の内容】

競争入札時に2回の入札を行っても落札(候補)者が決定しない場合に行う、随意契約による見積合わせの回数を2回から1回へ改正します。

改正前	改正後
(落札者又は落札候補者が決定しない場合) 第 10 条 前条の規定により再度の入札を行った場合において、落札者又は落札候補者が決定されないときは、入札日等を指定し直して新たな入札を行うか、又は再度の入札において有効最低価格の入札をした者と随意契約による見積合わせを行います。(この場合は、入札参加者全員在室のまま、 <u>2回</u> までの見積)	(落札者又は落札候補者が決定しない場合) 第 10 条 前条の規定により再度の入札を行った場合において、落札者又は落札候補者が決定されないときは、入札日等を指定し直して新たな入札を行うか、又は再度の入札において有効最低価格の入札をした者と随意契約による見積合わせを行います。(この場合は、入札参加者全員在室のまま、 <u>1回</u> までの見積)

■【注意事項】

本改正は上下水道局発注の競争入札案件のみが対象であり、松本市(契約管財課)発注等、その他案件には適用されませんのでご注意ください。(令和4年9月13日現在)